

### 電気自動車の購入費用を補助します！

上島町では、2050年のカーボンニュートラルに向けて、環境への負荷の少ないエネルギー利用を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、町民の電気自動車の購入費用を補助いたします。



- **補助対象者**
  - ① 町内に住所を有する者
  - ② 町税の滞納者でない者
  - ③ 補助対象車両の所有者および使用者

#### ● 補助対象車両・補助金額

補助対象車両 ※電気自動車  
補助金額 20万円

※一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の補助対象車両として登録されている4輪の電気自動車であること。  
※自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置が町内となっていること。

※自家用車（原動機付自転車を除く。）として令和6年4月1日以降に登録された新車であること。  
※リース車でないこと。

#### ● 申請方法

・補助金交付申請書のほか要綱に定

める書類を添えて提出してください。  
・申請様式は町HPからダウンロードできます。



#### ● 申請・問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-25003  
生名町民生活課 ☎76-30000  
岩城町民生活課 ☎75-25000  
魚島町民生活課 ☎78-0011

### 軽自動車税（種別割）の減免更新について

身体障がい者の方に対する軽自動車税（種別割）減免の更新を行うため、現況調査を実施します。3月下旬に対象の方へ「現況報告書」をお送りしましたので、期限内に提出してください。「現況報告書」を提出されない場合は、更新できませんのでご注意ください。

※更新対象者以外の方は、5月に窓口で再度申請が必要ですのでご注意ください。

#### ● 更新対象者

- ・身体障がい者本人運転のみ
  - ・「現況報告書」で変更のない方
- ※車検の更新をされた方は車検証のコピーの添付が必要です。

#### ● 問い合わせ

#### 弓削総合支所

9時30分～12時

13時30分～16時

#### 岩城総合支所

※今治支局税務室職員が町内にて出張受付を行います。ぜひご利用ください。

#### ● 申請・問い合わせ

東予地方局課税課自動車税係  
☎0897-56-13000  
(内線226-227)  
今治支局税務室収納管理グループ  
☎0898-23-25000  
(内線2043301)

### 4月1日から相続登記の申請が義務化されました

#### ● 相続登記はお済みですか？

● 相続によって不動産を取得した相続人は、所有権の取得を知った日から3年以内に登記の申請をしなければならなくなりました。

● 4月1日より前に相続した不動産も申請義務の対象となり、令和6年4月1日から3年以内に登記申請をしなければなりません。

● 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せら

弓削 住民課 ☎77-25003  
生名町民生活課 ☎76-30000  
岩城町民生活課 ☎75-25000  
魚島町民生活課 ☎78-0011

### 司法書士による《無料》相続登記相談会（要予約）

愛媛県司法書士会では、司法書士が少なく、法務局の置かれていない上島町住民の司法アクセスの改善を目的として、無料で相続や登記の相談ができる相談会を実施しています。

ご希望の方はご予約ください。

#### ● 日時

毎月第3土曜日

#### ● 会場

英 司法書士事務所  
(弓削下弓削二五〇番地)

#### ● 相談内容

相続、登記

#### ● ご予約・お問い合わせ

英 司法書士事務所  
☎77-2187



れる可能性があります。

#### ● 問い合わせ

お近くの法務局へ  
松山地方法務局不動産登記部門  
☎089-932-5814  
松山地方法務局今治支局  
☎0898-22-08055



▲松山地方法務局HP

● 登記の専門家に相談したい場合は、愛媛県司法書士会へ  
愛媛県司法書士会  
相続登記相談センター  
【予約フリーダイヤル】  
☎0120-13-78032



▲愛媛県司法書士会HP

### 多重債務でお悩みの方に

四国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方々のための「相談窓口」がございます。一人で悩まず、ご相談ください。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っております。

#### ● 相談方法

相談は無料です。まずお電話く

### 固定資産（土地・家屋）縦覧簿の縦覧について

固定資産税における縦覧制度は、納税義務者が自己の所有する土地や家屋の評価額が、適正かどうかを確認することができる制度です。また、固定資産課税台帳の本人資産に係る部分について閲覧することができます。

#### ● 縦覧期間

4月1日（月）～4月30日（火）  
午前8時30分～午後5時15分  
※土・日・祝日を除く

#### ● 縦覧場所

各総合支所

#### ● 縦覧範囲

- ・土地価格等縦覧帳簿（所在・地番・地目・地積・価格を記載）
- ・家屋価格等縦覧帳簿（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を記載）

#### ● 縦覧できる方

土地・家屋の固定資産税の納税義務者、またはその代理人。なお、土地の納税義務者は土地の、家屋の納税義務者は家屋の、両資産の納税義務者は土地・家屋両方の縦覧帳簿をご覧ください。

#### ● 必要書類

ださい。こちらから電話をかけ直したいします。

#### ● 受付時間

月曜日～金曜日  
9時～12時、13時～17時  
※祝日および12/29～1/3を除く

#### ● 問い合わせ

高松サンポート合同庁舎（南館）  
高松市サンポート3番33号  
四国財務局多重債務者相談窓口  
☎087-811-7801（直通）

### 「遺言の日」記念

#### 無料電話相談

4月15日を「良（4）い遺言（15）」の語呂合わせで「遺言の日」と定め遺言・相続に関する無料電話相談を開催します。

弁護士が正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスをいたしますのでお気軽にご相談ください。

#### ● 日時

4月15日（月） 10時～16時

#### ● 電話番号

☎089-933-7688

(当日のみ、通話料はかかりません)

#### ● 問い合わせ

愛媛弁護士会  
☎089-941-6279